

保護者殿

宜野湾市立長田小学校  
校長 宮平 育子  
(公印省略)

インフルエンザによる出席停止後の登校について

インフルエンザが発症した場合、学校保健安全法により出席停止となることが定められています。出席停止期間についても同様に定められており、出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱（平熱に戻って）後2日（48時間）を経過するまで」となっています。

医師からインフルエンザと診断された場合、下記証明を学校に提出して下さい。出席停止となり、その期間中は欠席扱いにはなりません。必ず医師の指示を受けて下さい。

本人の療養と感染拡大を防ぐため、保護者様のご理解ご協力のほど、よろしくお願ひします。

<保護者記入>

学校長あて

年 組 児童名

下記のとおり、発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過して体調が回復しましたので、登校させます。

1. 発症した日 令和 年 月 日 ( )

2. 受診について

(1) 受診した日 令和 年 月 日 ( )

診断名：インフルエンザ 型

(2) 医療機関名 ( )

3. 解熱した日 令和 年 月 日 ( )

\*体温測定結果…発症した日から体温を測定し、記入して下さい。

必ず休まないといけない期間です

月/日		発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
午前	( 時) 体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
午後	( 時) 体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

令和 年 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_ 印

別紙2

「インフルエンザ出席停止期間早見表」(沖縄県教育庁作成)

※「発症した後5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。

(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症(発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後			
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目		登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目		解熱後2日目	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)

